

報告第 9 号

臨時代理した事件(名張市就学援助費交付要綱及び名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱の制定)の承認について

名張市就学援助費交付要綱（平成19年教育委員会告示第7号）及び名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱（令和4年教育委員会告示第5号）の一部を改正する要綱の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市就学援助費交付要綱及び名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

1. 改正理由

スマートフォンの普及をはじめとする家庭における通信環境の発展に伴い、就学援助費及び就学奨励費のうち、所期の目的を終えたオンライン学習通信費について削除するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

名張市就学援助費交付要綱の規定による就学援助費及び名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の規定による就学奨励費のうち、オンライン学習通信費を削除する。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

名張市就学援助費交付要綱及び名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱

(名張市就学援助費交付要綱の一部改正)

第1条 名張市就学援助費交付要綱（平成19年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(就学援助費の種類等) 第4条 就学援助費の種類は、次に掲げるものとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号に掲げる費用に係る支弁が行われているものは除く。 (1)～(6) 略 <u>(7) 略</u> 2・3 略 4 就学予定者の保護者は、<u>第1項第7号</u>に掲げるものに限り、受給することができる。 (就学援助費の給付) 第7条 委員会は、次に掲げるところにより給付するものとする。 (1) 第4条第1項第1号から第4号まで及び<u>第7号</u>に掲げる就学援助費については、原則として認定された保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、学年費、学級費等の学校納付金に滞納がある場合は、保護者の同意により、学校長に支払うものとする。 (2)・(3) 略	(就学援助費の種類等) 第4条 就学援助費の種類は、次に掲げるものとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号に掲げる費用に係る支弁が行われているものは除く。 (1)～(6) 略 <u>(7) オンライン学習通信費</u> <u>(8) 略</u> 2・3 略 4 就学予定者の保護者は、<u>第1項第8号</u>に掲げるものに限り、受給することができる。 (就学援助費の給付) 第7条 委員会は、次に掲げるところにより給付するものとする。 (1) 第4条第1項第1号から第4号まで及び<u>第8号</u>に掲げる就学援助費については、原則として認定された保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、学年費、学級費等の学校納付金に滞納がある場合は、保護者の同意により、学校長に支払うものとする。 (2)・(3) 略

2 略		2 略	
様式第2号中「	オンライン学習通信費	円	学期ごと
	自宅にオンライン学習のできる通信環境を備えている場合に支給します。		

を削る。

(名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正)

第2条 名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱（令和4年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(就学奨励費の種類等) 第5条 就学奨励費の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) 略 <u>(7)</u> 略	(就学奨励費の種類等) 第5条 就学奨励費の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) 略 <u>(7)</u> <u>オンライン学習通信費</u> <u>(8)</u> 略

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分以後の就学援助費及び就学奨励費について適用する。

名張市就学援助費交付要綱及び名張市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する
要綱 新旧対照表

名張市就学援助費交付要綱（第1条関係）

（改正後）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

名張市教育委員会

就学援助認定通知書

先に申請がありました就学援助について、審査の結果、下記の費目を支給します。

なお、学校納付金（学年費、学級費等）に滞納がある場合は、就学援助費を指定された口座ではなく、学校長の口座に振り込みます。

記

1. 児童生徒名：
2. 学 校 名：
3. 学 年： 年

支 給 額

区 分	年間金額		支 出 予定日	備 考
	小学生	中学生		
学用品費・通学用品費	1年生 円 その他の学年 円	1年生 円 その他の学年 円	学期ごと	
新入学児童生徒学用品費等	円	円	6月末日	新1年生が対象です（入学前に受給している場合を除きます。）。
修学旅行費	実費		実施後	参加した場合に限りです。
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	実費		実施後	参加した場合に限り、交通費及び見学費のみを支給します。
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	上限 円	上限 円	実施後	参加した場合に限り、交通費及び見学費のみを支給します。
通学費	実費		学期ごと	名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金の交付対象者で、公共交通機関を利用する場合に支給します。
学校給食費	実費		毎月ごと	学校へ直接支払います。
医療費	対象となる疾病※を治療した児童生徒に支給します。		随時	自己負担分を当該医療機関へ直接支払います。別途医療券の発行申請が必要です。

※医療費の対象となる疾病

学校保健安全法第24条第1項の規定により、同法施行令第8条に定める疾病

1. トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性を除きます。）
2. 白癬、疥癬及び膿疱疹
3. 中耳炎
4. 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
5. う歯
6. 寄生虫病（虫卵保有を含みます。）

(改正前)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

名張市教育委員会

就学援助認定通知書

先に申請がありました就学援助について、審査の結果、下記の費目を支給します。

なお、学校納付金(学年費、学級費等)に滞納がある場合は、就学援助費を指定された口座ではなく、学校長の口座に振り込みます。

記

1. 児童生徒名：
2. 学 校 名：
3. 学 年： 年

支 給 額

区 分	年間金額		支 出 予定日	備 考
	小学生	中学生		
学用品費・通学用品費	1年生 円 その他の学年 円	1年生 円 その他の学年 円	学期ごと	
新入学児童生徒学用品費等	円	円	6月末日	新1年生が対象です(入学前に受給している場合を除きます。)
修学旅行費	実費		実施後	参加した場合に限りです。
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費		実施後	参加した場合に限り、交通費及び見学費のみを支給します。
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	上限 円	上限 円	実施後	参加した場合に限り、交通費及び見学費のみを支給します。
通学費	実費		学期ごと	名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金の交付対象者で、公共交通機関を利用する場合に支給します。
学校給食費	実費		毎月ごと	学校へ直接支払います。
医療費	対象となる疾病※を治療した児童生徒に支給します。		随時	自己負担分を当該医療機関へ直接支払います。別途医療券の発行申請が必要です。
オンライン学習通信費	円		学期ごと	自宅にオンライン学習のできる通信環境を備えている場合に支給します。

※医療費の対象となる疾病

学校保健安全法第24条第1項の規定により、同法施行令第8条に定める疾病

1. トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性を除きます。)
2. 白癬、疥癬及び膿疱疹
3. 中耳炎
4. 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
5. う歯
6. 寄生虫病(虫卵保有を含みます。)